

第1回湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録要旨

1. 日時 令和7年1月30日 14:30～16:10

2. 会場 共同福祉施設 2階大ホール

3. 出席者

[委員] 佐藤会長、青柳副会長、田中健一委員、中島委員、八杉委員、
藤支委員、園部委員、佐々木委員、田中秀明委員

[オブザーバー] 滋賀県文化財保護課 北村参事

[事務局] 橋本副市長、東峰部長、野崎課長、堤課長補佐、滝主査、
守武主任技師

[業務受注者] 株式会社イビソク関西支店

4. 次第

- 1 あいさつ
- 2 協議会委員紹介
- 3 湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会運営要綱の制定について
- 4 会長、副会長の選出について
- 5 湖南省文化財保存活用地域計画について
- 6 市内文化財のとりまとめ状況について
- 7 その他

5. 議事要旨

◆1 あいさつ

副市長あいさつ

◆2 協議会委員紹介

席順に各委員をご紹介

◆3 湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会運営要綱の制定について

事務局：資料2-2にあるとおり湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会の運営にかか
る要綱を制定したいと思うが、ご意見等いかがか。

委員一同：特に意見なし。

事務局：それでは、原案のとおり運営要綱を制定する。

◆4 会長、副会長の選出について

事務局：本日制定した湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会運営要綱第2条に「協議会

に会長及び副会長を置く」と定めている。また、同条の2項に「会長、副会長は構成員の互選によって定める」とある。委員の皆様の中から立候補や推薦はあるか。もし、立候補や推薦がなければ、事務局から提案させていただいてもよいか。

委員一同：異議なし。

事務局：それでは、事務局案として会長に佐藤委員、副会長に青柳委員を推薦したいと思う
がいかがか。

委員一同：異議なし。

事務局：それでは、会長は佐藤委員、副会長は青柳委員に決定する。

◆ 5 湖南省文化財保存活用地域計画について

A委員：資料3-1 p. 26にあるスケジュールについて、2年目にワークショップをお考えということだが、どのような内容を想定されているか。

事務局：イメージとして、各地域にある文化財やその活用に関する意見等を聞き取れるようなワークショップにしたいと考えている。

B委員：資料3-1 p. 26にあるスケジュールにアンケート調査とあるが、内容を具体的に教えてほしい。

事務局：具体的な内容は現在検討中である。例えば、小・中学生を対象とし、湖南省にある文化財への認知度や、地域に昔からある行事への参加の有無等のアンケート調査をしたいと考えている。

B委員：地域計画策定事業のことを知ってもらうという観点から、できるだけ早い時期にアンケート調査を実施してもらいたい。湖南省では今までにも色々なアンケート調査を行っており私自身も回答してきたが、文化財についての記載はほとんどない。そのため、地域計画策定事業を市民に文化財について考えてもらうきっかけにしてはどうか。

C委員：湖南省に来て文化財のことを色々知るきっかけとなったのは、各まちづくり協議会が掲げている様々な文化財に対する考え方である。湖南省には7つのまちづくり協議会があるため、これらの協議会に湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会が立ち上がったことを周知し、各地域が持っている文化財への希望についてヒアリングするようなアンケート調査をされてはいかがか。

D委員：まちづくり協議会は文化財を市民に広く知っていただくための窓口として非常に有効な機関であるため、ぜひアンケート調査等行われるとよいと思う。

資料3-1 p. 22には湖南省の歴史文化の特性として、仏教文化・東海道五十三次・野洲川を3つの柱として挙げている。4年前に奈良県から滋賀県に移った時、民俗文化が豊富に残っていることに非常に感動した。そのため、湖南省の特性に民俗文化を入れてほしい。特に地域の行事はその担い手をどのように確保していくかが大きな柱になるため、民俗文化を歴史文化の特性に加えることで市内外

にアピールしていくことが重要になると考える。

E委員：最近、中学校や高校で地域の魅力発見として積極的に地域にある文化財を取り上げる取組を行っている。このような中学校や高校等に地域計画策定事業を行っていることを周知し、この事業に子どもたちを巻き込んでいくのは一つの良い方法かと思うので、検討いただきたい。

F委員：東寺には長老制である十人衆が形を変えつつ今も残っている。そして、この長である番長が村の戸籍を引き継いでいくという古いシステムが今も残っている。このようなシステムも紹介や保存していただきたい。

文化財の修復について、私たちは修復が終わったものしか見ないが、実際は色々な職人の様々な技術のおかげで文化財が維持されており、その職人たちが採算の取れない状態でやっている現状がある。また、そのような状態の中で、次の担い手を育成しないといけない現状もある。市を超えた大きな枠組みでの対応になるかと思うので難しいとは思いますが、このような文化財の保存・活用に欠かせない人たち、文化財を支える大切な裏方にも焦点を当ててもらいたい。自分自身も文化財の修繕にあたり、作業を見学させてもらってとても興味深く勉強になった。そして、一つ一つの作業に人の思いが入っていることが分かったため、そのようなことも地域計画で触れていただきたいと思う。

G委員：F委員のご意見にあったとおり、文化財だけではなく、それを支える人たちをどのように維持させていくかが重要だと考える。今回資料に挙げられているのは知られている文化財だが、そうではないものも多数ある。湖南省の建造物の中には、指定されていない古いものが多く残っていると考えられる。それらの建造物に価値を見出し保存していくと、建造物の修復に関係する職人たちに新しい仕事を提供できる可能性が出てくる。指定されていない建造物を古いものだからと壊してしまい、新しい材料で立て直すと、職人たちの仕事がなくなってしまう。そのような視点で未指定文化財を掘り起こすことはとても大切である。また、地域の祭礼等が行われる寺社の建造物は、古くても指定されていないものが多いと思う。そのような建造物の価値を見出すような調査を行うことも必要だと思う。草津市で未指定文化財の調査を行ったが、少しまちの中を歩いただけでも、未指定の文化財が多くあったため、湖南省にも多くあるのではないかと思う。そのような文化財をリストアップし、計画に反映できればよい。

H委員：歴史文化の特性はまだ確定ではない。民俗については「信仰と暮らし」や「信仰と生業」といったテーマで取り入れ、内容に合わせたタイトルを考えられるとよい。また、地域計画が策定された後公開等しても、市民は文化財の保存・活用を自分事として捉えられないと思う。計画の策定過程でまちづくり協議会や地元の企業にも関わってもらい、意見等出していただくことで、自分事として捉えてもらえるようにする必要があると思う。

D委員：ここまで湖南省の歴史文化の特性をどのように捉えていくのかということに対してご意見をいただいたかと思う。この地域計画の根本となる歴史文化の特性について事務局で再考いただきたい。また、文化財の保存・活用に係る体制についてのご意見もいただいた。文化財だけではなく、それを取り巻く様々な環境やこれまで維持してきた方々への取組も行ってほしいというご意見と、学校教育やまちづくり協議会等を含め、現在市内で活動されている様々な方々との関わりを具体的に考えてほしいというご意見があった。そのようなご意見があったということで事務局には理解していただきたい。

さて、資料3-1で提示された内容についてももう少し議論をしていきたい。まず、p. 24にある計画期間や計画の構成についてご意見等はあるか。

滋賀県：資料3-1で提示された計画の構成や計画期間は文化庁の示している指針のとおりであるため、湖南省の事情に沿った構成や計画期間に変更しても問題ない。今年度に文化庁が文化財保存活用地域計画作成のハンドブックを作成するため、それを見ながらご検討いただきたい。

D委員：例えば審議を進める中で、章構成の変更は可能なのか。

滋賀県：変更は可能だと思う。

D委員：では、今回提示していただいた計画の構成や計画期間で素案等の作成を進めていただき、今後の審議の中で必要があれば変更していきたい。

続いて、p. 25にある計画の策定体制について、策定に関わる個別の文化財の調査・研究等の進め方について事務局で方針等はあるか。

事務局：先ほどまちづくり協議会にアンケート調査を実施してはどうかというご意見があったが、今年度の地域代表者会議にて一度各区長に地域にどのような文化財があるのかを聞き取るアンケート調査を行っており、実際に回答いただいたものを見に行った。今後はワークショップ等を行っていく中で、まだ把握できていない未指定文化財があったら実際に見に行こうと考えている。

D委員：地域計画では、文化財の活用が一つの柱になっている。その活用方法の中で決してよいとは思えないものを見かけることがある。真実性が守られておらず、誤った認識で文化財が周知されてしまう活用方法や毀損の可能性がある活用方法には危機感を抱いている。このような活用を防ぐためには、しっかりとした調査・研究のもと価値付けを行っていくことが前提であると考え。このことを踏まえたうえで地域計画が作られることが理想である。

C委員：未指定文化財の調査については、共通認識をもった人々が集まって調査をすることが必要だと思う。この共通認識をもった人と都合が合えば、未指定文化財をともに見に行くことができる体制を作してほしい。例えば灰山という江戸時代から産業に使われている石灰をとっていた山があるが、実は万葉集で歌われた山であり、隠れた魅力がある山である。地域計画を策定するこの機会に色々な方が地域で価値

のある色々な文化財を調査しに行く体制を構築してほしい。

A委員：既に指定されている文化財は現状の把握が必要だと思う。修理が必要な状態なのか等、文化財そのものの状態の把握や管理体制の把握を行うと、地域計画の計画期間中に何ができるのかが見えてくると思う。例えば、防災であれば、ハザードマップと文化財の所在地を突き合わせてみると、文化財への被害想定ができる。また、近年大きな問題となっている文化財の防犯体制について、所有者でどのような状況になっているのかを把握することで、行政から支援できることが見えてくると思う。このような現状把握を行ったうえで、個別の保存活用計画を策定するとよいと思う。未指定文化財は、まず調査しに行くということも必要であるが、すでに既存の資料から抽出して作成した詳細なリストがあるため、価値を見出すことと並行して、保存・活用の優先順位が高いものを考えてほしい。未指定の文化財で修理が必要なものもあると思う。行政からの補助があって修理が進められるため、指定等の対応を促進してほしい。指定・未指定問わず、現状の正確な把握がまずは必要だと思う。

D委員：続いてp. 26にある計画策定のスケジュールについてご意見をいただきたい。

H委員：資料3-2に3年間の詳細なスケジュールがあるが、他の自治体もこのようなスケジュールで策定しているのか。

滋賀県：来年度はやることが多く心配だが、策定スケジュールは概ねこのような感じになっているところが多い。

D委員：来年度の5～7月にワークショップやアンケート等を行うことになっているが、事務局からの今日のお話を伺っていると進め方が決まっていない印象を受ける。実際に資料3-2にあるようなスケジュールで進めていくことで間違いないか。

事務局：アンケートやワークショップ等は来年度上半期に行う予定であるが、これらの結果によっては下半期のスケジュールが変更になる可能性がある。下半期のスケジュールを考えると、5～7月には行う必要があると考えている。

D委員：地域計画の原案を令和8年度の上半期で一旦仕上げ、文化庁に照会して認定を目指すというスケジュールで進めていくと理解してよいか。また、文化財に関する追加調査等は令和7年度まで行うという理解でよいか。

事務局：追加調査は期限を設けなければならないと考えている。今年度の5月に行った文化庁協議にて調査官から、12月認定であればその年度の7、8月には一旦原案を仕上げる必要があり、その後文化庁とのやり取りの中で修正を行っていくという話を受けた。

D委員：認定までの後半のスケジュールは事務局から提示された流れでよいか。

滋賀県：文化庁提出後に修正を全て行うことは難しいため、その都度文化庁からご意見をいただき修正を行っていただきたい。

D委員：策定スケジュールの終盤で、文化庁から厳しい指摘をいただき、修正したものを改

めて提出したということを知ったことがある。できるだけ文化庁との調整を密にお願いしたい。あわせて、協議会にもこまめに状況をご報告いただきたい。

事務局：今年度の5月に文化庁協議を行った際、文化庁に原案を照会するまでに全く協議をしていなかった自治体があることを聞いた。来年度に素案の段階から文化庁へ随時ご報告し、その都度修正をしていく所存である。

D委員：それでは、資料3-2にあるスケジュールでおおよそ進めていただき、そのスケジュールに合わせて協議会も開催していくことでお願いしたい。また、文化財の調査については必要に応じて各委員にお声がけいただきたい。

◆6 市内文化財の取りまとめ状況について

D委員：文化財リストを地域計画に掲載する場合、所在地は載せないということによいか。

事務局：国に指定されている文化財はすでにホームページに載っているが、基本的に一律載せない方向で考えたい。また、地区は載せておいて、どこの地区にどのような文化財があるのか分かるようにしておきたい。

G委員：未指定文化財のリストはどのように作成されたのか。出典から抽出したものか。

事務局：すでに出版されている書籍や調査報告書から文化財と思われるものを抽出している。

G委員：時代の欄には、出典にある時代をそのまま記載しているのか。

事務局：現状は各地区のアンケート調査の結果や出典をもとに記載している。

G委員：このリストに今後情報を加えていき、文化財の詳細が分かるリストとしていく場合、年代はとても大事な情報となる。聞き取り調査から得た情報なのか、所有者がもっている図面や書類からの情報なのか、建造物であれば棟札に書かれた情報なのかで、信用度が変わってくる。現状は二次資料から引用していると思うため、そのことがリストを見て分かるようにしてほしい。

未指定文化財リストの文化財類型に「有形文化財」とあるが、これは指定文化財ではないため、「有形文化財」ではなく「有形」とであると解釈してよいか。

事務局：その通りである。

G委員：そうであれば「有形文化財」ではなく「有形」と修正したほうがよい。

また、建築様式は写真等から確認できる。仏像も同様に確認できるはずである。このような文化財の詳細が記載できるような欄を設けてもよいかもしい。今後の課題として検討してもよい。

I委員：未指定文化財のリストに、西應寺にある市指定文化財が掲載されているが、指定は解除されたのか。

事務局：指定文化財リストの74番にあるものが、未指定文化財リストにも載っているため、未指定文化財リストを修正させていただく。

E委員：未指定文化財のリストに多くの文化財が載っているが、それらの文化財がどこにあ

るのか分からない。また、このリストに載っている文化財が本当に文化財なのかも疑問である。ちなみに、このリストはいつ頃からあったものか。

事務局：未指定文化財のリストは今年度作成し、このような形になったのは12月頃である。

ご指摘の通り、リストに挙がっている文化財が現状残っているのか、またこれを文化財として扱うのかということは問題としてある。文化財保護法上の文化財の定義では、文化財は指定されているものになる。現状指定されていない建造物や寺社仏閣、彫刻作品等の中で湖南市の歴史文化を伝えるもの等は文化財になりうるものと考え、一旦把握できる範囲で全てリストアップした。建造物の中にはすでに建て替えてしまっているものもあると思う。このようにすでに当時の姿が失われている文化財のリストへの掲載の有無を検討する必要がある。

E委員：一度リストの中身を確認してみる。特に神社仏閣が多く載っているが、最近住職がないところが増えており、文化財が引き継がれているのか等不安に思っている。

H委員：未指定文化財の中にはすでに消失したものもあると思うが、この計画が令和8年度に認定を受けた段階でそれらを含んだリストが地域計画に載っていると、その時点で現存するものだと誤解を与えないか不安である。全ての未指定文化財を現存するのか、しないのか確認することは大変だと思うが、ある程度方針を立ててリスト化しないと、後々誤解を生む可能性があると思う。

事務局：現状確認がとれていない未指定文化財がある。県外にある未指定文化財や所在地にすでにないもの等もあると思われるため、確認するべきものはしていく。また、どのような文化財をリストに加えていくかといった線引きも必要であると思う。

H委員：未指定文化財をリスト化すること自体が地域計画の中で今後の活用の方向性を決める重要な作業であると思うため、どのような方針をもってリスト化していくのか考えたほうがよいと思う。

D委員：指定文化財及び未指定文化財リストの内容について議論が進んでいるが、項目についてご意見はないか。

地域計画には見やすいようにA4一枚に縦向きで入るように項目数等を調整いただきたいが、項目については承認という形で進めさせていただいて良いか。

委員一同：異議なし。

D委員：未指定文化財リストはかなり慎重に検討する必要があるものだと感じている。未指定文化財は法的には文化財として保護されていない状態のものである。そのため、地域計画に未指定文化財としてリストに載せるということは、行政としてそれらを文化財として認識しているという意味表明となる。地域計画で作成する未指定文化財リストはかなり中途半端な印象もあるが、この計画に載せておくことで地域住民に対して文化財の説明がしやすくなると思う。現在、未指定文化財リストにはかなりの数の文化財が挙がっているが、行政の積極的な姿勢がみえて、評価できる。しかし、未指定文化財の所在確認は必要になると考える。策定された地域計画

には掲載されているのに、実際には存在していないとなると信用にかかわる問題になるため、来年度以降の調査の中で所在確認をぜひお願いしたい。

未指定文化財リストについて気になることがある。備考欄には出典にある内容をそのまま入力していると思われ、誤字脱字が多くあり、例えば岩根地区の68番の未指定文化財の備考欄には「製作技術の価値はほとんどないと思われる」という記載があり、いかがなものかと思う。他にも意味がよく分からない文章が多数見受けられる。委員会資料として提示する場合はしっかりと内容の確認をしてほしい。また、リストにある未指定文化財が現存する、しないという話は、地域の方は特に関心が高いことだと思うため、事務局へ個別にご教授いただき、よりこのリストが実効性のあるものにできればと思う。今後の協議会でもこのリストは資料としてご提示いただき、細かく審議する時間を設けたいと思う。そのため、次回以降の協議会の審議内容を調整していただきたい。

◆7 その他

I委員：菩提寺地区では小学校で「菩提寺学」を取り入れ、地元の歴史を勉強してもらっている。その授業の中で毎年子どもたちがパネルを作成しており、菩提寺まちづくりセンターで展示している。地元の子どもたちが自分たちで細かいところまで調べてパネルを作っており、これからもずっと続けていきたいと思っている。教育委員会にもこの協議会に入ってもらって学校教育での文化財の活用の現状等を話してほしい。

D委員：ワークショップ等にそのような活動も巻き込むなど、既存の活動もうまく利用できればよいと思う。

先ほど西應寺にある市指定文化財が未指定文化財にも計上されているというご指摘があったが、指定文化財のリストと未指定文化財のリストが整合をとれるような方法等を検討してほしい。

先日あるお寺が国の重要文化財を文化庁に売却した新聞報道があったが、地域計画が作られる背景にはまさにこの問題があると考えます。このような問題があることを地域計画の序章の計画の背景等に記載してほしい。あわせて、このような問題の中で保存管理が危うくなっている文化財を今回の調査の中で把握し、未指定文化財リストに情報を書き加えていただきたい。